

■出産育児一時金の支給額が変更

4月から、出産育児一時金の支給額が、これまでの**40万8千円**から**48万8千円**に引き上げられました。これにより、産科医療補償制度の対象となる出産では、支給額が**50万円**となります。

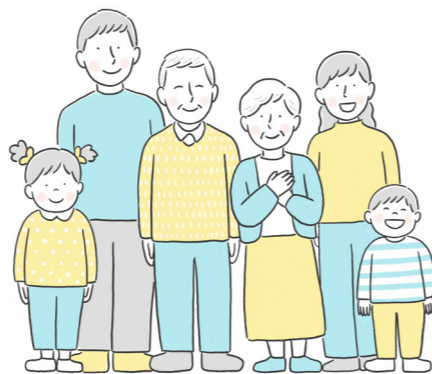
■保険証が変わったときは、早めの届出を

国民健康保険（国保）加入者が職場の健康保険に加入した場合は、国保を脱退する届出が必要です。届出をしないと、保険料（税）を二重に支払うことになります。

また、職場の健康保険に加入した日以降に国保の保険証を使用した場合、市が負担した医療費を返還していただくことになります。

○手続き

▶窓口 国保の保険証と加入者全員分の職場の健康



保険証をお持ちのうえ保険課（市役所1階）、または支所市民福祉課（アスパアこだま1階）へ

▶郵送 加入者全員分の職場の健康保険証をコピーし、余白に『国保の脱退を届け出る』旨と記入年月日、住所、氏名、日中連絡が取れる電話番号を記載し、加入者全員分の国保の保険証の原本を同封のうえ以下へ郵送

郵送先

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 本庄市保険課

国民健康保険・後期高齢者医療制度に

加入している方へ

保険課 国保係 ☎ 25-1116、高齢者医療係 ☎ 25-1245

■人間ドック助成金をご利用ください

○対象 35歳以上で6か月以上継続して国保に加入している方または後期高齢者医療制度に加入している方

○助成額

- ・人間ドック 2万円
- ・併診ドック（人間ドック+脳ドック）3万円

○注意

- ・脳ドックのみの受検は、助成の対象外です。
- ・人間ドックと脳ドックを別の医療機関や日程で受検する場合は、まとめて申請してください。
- ・受検料が助成額未満の場合、助成額は受検料と同額となります。
- ・オプションなどの追加検査の料金は、助成の対象外です。
- ・同じ年度内に市の特定健診・後期高齢者健診を受診している場合は、助成の対象外です。

○手続き 検査後、交付申請書に必要書類（領収書、検査結果等）を添えて提出（事前申込は不要）

■傷病手当金の適用期間を延長

国保または後期高齢者医療制度の加入者で給与等の支払いを受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などで感染が疑われ、勤務することができなかった場合、傷病手当金を支給しています。

○適用期間 令和2年1月1日から令和5年5月7日まで

※5月7日までに発症し、5月8日以降に療養のため勤務することができない期間も対象となります。※請求権の消滅時効は2年です。療養のため勤務することができなかった日ごとにその翌日から起算されます。支給の対象条件や申請方法等、詳しくは保険課または市役所☎でご確認ください。



国保加入者



後期高齢者医療制度加入者

外国語を学ぶのが初めての方も大歓迎！

外国語講座

本庄市国際交流協会では、外国語講座の受講者を募集します。なお、会員対象事業のため、協会会員以外の方は協会への入会が必要です。



講座名	日程	時間	回数
中国語講座	5月13日から7月22日までの毎週土曜日（7月15日は休講）	初級者向け 午後6時30分～7時30分 中級者向け 午後7時45分～8時45分	10回
ポルトガル語講座	5月16日から7月18日までの毎週火曜日		
英会話講座	5月23日から7月25日までの毎週火曜日		
韓国語講座	5月25日から7月27日までの毎週木曜日	初級者向け 午後6時45分～7時45分	
スペイン語講座	5月18日から7月20日までの毎週木曜日		

《各講座共通》  
会場 はにぼんプラザ  
定員 15名（先着順）  
※申込者が少数のときは、開催を中止する場合があります。  
費用 2500円（全10回分）  
※協会会員でない方は、年会費2000円（一般）または15000円（メール会員）が別途必要。  
受付期間 ①先行受付 4月13日（木）～14日（金）（すべての講座）  
《先行受付対象》  
・初回受講または2回目受講の方  
・初めて初級から中級へクラスを変更する、または2回目の変更の方  
②通常受付 4月17日（月）～21日（金）（韓国語講座のみ）  
4月18日（火）から受付開始  
申込 ①②ともに電話で左記へ  
※1回の電話で2名まで申込可。  
★本庄市国際交流協会事務局（市民活動推進課内）  
☎25・1158

公共下水道の利用地域が広がりました



4月から次の地域で下水道が利用できるようになります。お住まいの方は早めの接続をお願いいたします。また、対象地域の方には下水道事業受益者負担金が賦課されますので、納期限までに納付をお願いします。

- 本庄3丁目の一部
- 小島5丁目の一部
- 小島の一部
- 北堀の一部
- 西富田の一部

下水道は、利用できる地域が限られているため、公平な負担の観点から利用できるようになった土地に対して、整備費の一部を負担していただく制度です。

下水道事業受益者負担金 Q&A

Q 誰が納めるの？  
A 下水道を整備した区域内にある土地の所有者または権利者が受益者となります。下水道利用の有無に関わらず、受益者に納めていただきます。

Q 対象となる土地は？  
A 下水道を整備した区域内の土地はすべてが対象です。

Q 納付の徴収猶予や減免の制度はあるの？  
A それぞれの地目、利用目的によって徴収猶予・減免措置があります。徴収猶予や減免には申請書の提出が必要です。

Q 納付方法は？  
A 算出した金額を5年に分割し、さらに1年を4期に分けて納付する分割納付と1年分や5年分など年額分をまとめて納付する一括納付があります。一括納付の場合は一括納付報奨金が交付されます。ただし、未納または減免・徴収猶予にかかる負担金がある場合には、報奨金は交付されません。納付書は、6月初旬に受益者に送付します。

★下水道課 ☎ 25・1146

Q 受益者（納付する人）が変わったらどうするの？  
A 受益者を変更する場合は、速やかに受益者異動申告書を下水道課（市役所2階）に提出してください。